

平成30年3月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 議会運営委員長 福井 英昭

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

## 議第1号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「議会」を「議会又は議員」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。